

議案第123号

さいたま市農業委員会の委員等に関する条例の制定について
さいたま市農業委員会の委員等に関する条例を次のように定める。

平成28年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市農業委員会の委員等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づきさいたま市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員の定数を定め、並びに農業委員の候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 さいたま市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、28人とする。

(農業委員の候補者の選考)

第4条 市長は、農業委員の候補者を選考しようとするときは、次条第1項に規定するさいたま市農業委員選考委員会の意見を聴かなければならない。

(さいたま市農業委員選考委員会)

第5条 市長の諮問に応じ、農業委員の候補者の選考に関し必要な事項を調査審議するため、さいたま市農業委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 選考委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 選考委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 選考委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さいたま市農業委員会の委員の定数等に関する条例の廃止)

2 さいたま市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成13年さいたま市条例第11号）は、廃止する。

(さいたま市農業委員会の委員の定数等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間の農業委員の定数、部会の設置及び部会委員の定数は、なお従前の例による。

(経過措置)

4 改正法附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間は、第2条、第3条及び次項の規定は、適用しない。

(農業委員の定数の特例)

5 第2条の規定にかかわらず、農業委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第366号）附則第3項に規定する農林水産省令で定める日までの間は、21人とする。

(選考委員の任期の特例)

6 この条例の施行後最初に委嘱する選考委員の任期は、第5条第4項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
1～5 [略]		1～5 [略]	
6 農業委員会	[略]	6 農業委員会	[略]
	[略]	部会長	月額 61,300 円
			[略]
7～18 [略]		7～18 [略]	

（さいたま市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8 前項の規定による改正前のさいたま市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第6項の規定は、改正法附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間は、なおその効力を有する。